

# 社労士会労働紛争解決センター山梨規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、山梨県社会保険労務士会（以下「県会」という。）会則（以下この条及び第3条1項において「会則」という。）第70条第1項の規定に基づき、会則第4条第1項第12号に規定する事業の実施に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において個別労働関係紛争とは、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

## 第2章 社労士会労働紛争解決センター山梨

### (社労士会労働紛争解決センター山梨)

第3条 県会は、会則第4条第1項第12号の事業を実施するため、社労士会労働紛争解決センター山梨（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、個別労働関係紛争の当事者の一方又は双方からの申立てに基づき、特定社会保険労務士（社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の3第1項の規定による付記を受けた社会保険労務士をいう。以下同じ。）その他労働社会保険諸法令に精通する者があつせん委員（当該紛争の解決手続において和解の仲介を行う手続実施者をいう。以下同じ。）となり、当事者間の主張、説明等を聴取し、必要と判断したときは互譲を勧めるなどして和解の成立を図る手続（以下「あつせん手続」という。）を行う。

3 あつせん手続は、特定社会保険労務士の専門的な知見を活用し、個別労働関係紛争の迅速、簡便及び的確な解決を図るものでなければならない。

### (業務を行う事務所)

第4条 センターの業務を行う事務所は、県会事務局に置く。

### (センターの事務)

第5条 センターの業務に関する事務は、県会の事務局職員（以下「事務局職員」という。）が、第7条第1項に規定するセンター長の指揮監督を受けて行う。

### 第3章 運営委員会

#### (運営委員会)

第6条 センターの業務について、迅速かつ適正な運営を確保するため、県会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センターの業務の運営に関し、次の各号に掲げる事項を処理する。
  - (1) あっせん委員の候補者の選定
  - (2) あっせん委員の忌避及び指名の取消しに関する審議及び決定
  - (3) あっせん手続の苦情に関する調査及び対応方針の決定
  - (4) あっせん手続に関する費用の減免の審議及び決定
  - (5) センターの業務の運営に関し会長から付託された事項の審議及び決定
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務の運営に関し必要となる事項の処理
- 3 運営委員会は、5人以内の運営委員をもって構成する。
- 4 センターは、運営委員が運営委員会の会議に出席したときは、旅費及び日当を支給することができる。
- 5 前項の旅費及び日当については、県会役員旅費規程の例に従い、支給するものとする。

#### (センター長等)

第7条 会長は、次条第1項に規定する運営委員のうちから、センター長及び副センター長をそれぞれ1人指名する。

- 2 センター長は、運営委員会を代表し、その会務を統括する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

#### (運営委員)

第8条 運営委員（第10条第3項の規定により運営委員に指名された弁護士を除く。）は、労務管理等の業務に精通し、個別労働関係法制に関し造詣が深い特定社会保険労務士であって、次の各号のいずれかを満たす者のうちから、会長が任命する。

- (1) 紛争調整委員会（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第6条第1項に規定する紛争調整委員会をいう。第11条第1項第1号において同じ。）の委員の職にあること又はあったこと
  - (2) 民事調停委員の職にあること又はあったこと
  - (3) 社会保険労務士登録10年以上であって、役員歴が4年以上ある者
  - (4) センター長が個別労働紛争解決の実務経験及び能力を有する者として推薦した者
- 2 会則第18条の規定は、運営委員の任期について準用する。

(招集等)

第9条 運営委員会は、センター長が招集する。

- 2 運営委員会の議長は、センター長の職にある者をもって充てる。
- 3 運営委員会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営委員会の決議について、特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができないものとし、第3項に規定する出席者の数にも算入しない。
- 6 センター長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。
- 7 会則第33条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する書面により賛否を求める場合について準用する。

(弁護士への任命等)

- 第10条 会長は、センターが行うあっせん手続に関し助言等を行う弁護士1人を、山梨県弁護士会の推薦を得て任命する。この場合において、あっせん手続の申立件数が増加すると見込まれるときは、2人以上の弁護士を任命することができる。
- 2 任命された弁護士の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された弁護士の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 会長は、第1項の規定により任命された弁護士（2人以上の弁護士を任命したときはあらかじめ会長が指定する者、(以下「運営担当弁護士」という。)）を、第6条第3項に規定する運営委員として指名するものとする。

#### 第4章 あっせん委員候補者

(あっせん委員候補者)

- 第11条 あっせん委員候補者（弁護士を除く。）は、労務管理等の業務に精通する特定社会保険労務士（県会の会員に限る。）であって、次の各号のいずれかを満たす者のうちから、運営委員会が選定し、会長が任命する。
- (1) 紛争調整委員会の委員の職にあること又はあったこと
  - (2) 民事調停委員の職にあること又はあったこと
  - (3) センター長が個別労働関係紛争の解決の実務経験及び能力を有する者として推薦した者
- 2 会則第18条の規定は、あっせん委員候補者の任期について準用する。
  - 3 事務局職員は、候補者名簿（第1項の規定により任命されたあっせん委員候補者の氏名、住所その他の事項を記載した名簿をいう。）を調製して、センターの業務を行う事務所に備え置くものとする。

#### 第5章 秘密保持

(あっせん手続の非公開)

第 12 条 あっせん手続は、公開しない。ただし、当事者双方の同意を得たときは、終了したあっせん手続の概要（紛争の当事者及び関係者の氏名又は名称並びに事案の内容が具体的に特定できないようにすることその他の紛争の当事者及び関係者の秘密の保持に配慮した措置を講じたものに限る。）について、センターが主催する研修及び学術研究に活用し、並びにあっせん手続の広報活動を行うことを目的とする場合に限り、印刷物の配布その他の方法により公表することができる。

(秘密を守る義務)

第 13 条 県会の役員及び事務局職員（臨時的に任用された者を含む。）、運営委員並びにあっせん委員（あっせん委員候補者を含む。）は、センターの業務に関して知り得た秘密を一切他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に掲げる者は、その職に就任後、速やかに前項の規定を遵守する旨を誓約した書面を作成し、会長に提出しなければならない。

## 第 6 章 費用等

(費用等)

第 14 条 センターは、あっせん手続の実施に関して、紛争の当事者から費用その他の実費を徴収することができる。

2 前項に規定する費用その他の実費の額、支払方法その他費用の支払いに関し必要な事項は、別に規程で定める。

(謝金)

第 15 条 センターは、あっせん委員及び第 10 条第 1 項の規定により任命された弁護士に謝金を支払うものとする。

2 前項に規定する謝金の額、支払方法その他謝金の支払いに関し必要な事項は、別に規程で定める。

(運営費用)

第 16 条 センターの運営に係る収入支出は、県会の経理上明確に区分し、運営費用は、第 14 条に規定する費用その他の実費及び県会の会計からの繰入金並びに寄附金その他の収入をもって充てる。

## 第 7 章 雑 則

(不当な影響の排除)

第 17 条 県会の役員は、あっせん委員に対し、法令、この規程その他のあっせん手続に関する定めを遵守させる場合のほかは、あっせん委員があっせん手続の実施に当たり独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。

2 センター長は、県会の役員に対し、当該役員の就任後、速やかに前項の規定の趣旨及び同項に規定する義務を遵守すべき旨を説明するほか、あっせん委員候補者、事務局職員その他あっせん手続に関与する者に前項の規定を周知することその他の措置を講じなければならない。

(掲示)

第 18 条 センター長は、センターの事務所に、あっせん手続に関する事項を記載した書面を掲示し、又はこれを記載した冊子を備え置き、紛争の当事者等が常時閲覧することができるようにしなければならない。

(苦情の取扱い)

第 19 条 あっせん手続に関する苦情の申出は、センターにおいて受付けるものとする。

2 苦情の取扱いに関し必要な事項は、別に規程で定める。

(委任)

第 20 条 この規程に規定するもののほか、あっせん手続の実施に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃については、県会理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 3 日から施行する。

2 あっせん手続の業務は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条の認証を受けて行うものとする。

3 県会は、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条第 1 項第 1 号の 6 に規定する厚生労働大臣の指定を受けるものとする。